

令和7年8月27日

うるま市水道事業

うるま市長 中村 正人 様

うるま市下水道事業

うるま市長 中村 正人 様

うるま市水道事業及び下水道事業審議会
会長 瀬口 浩一

答申書

令和7年7月7日付け、う水第 88002 号により諮問のありました「うるま市水道料金及び下水道使用料のあり方や水準について」、下記のとおり答申します。

記

1 答申事項

うるま市水道料金及び下水道使用料のあり方や水準について

2 答申内容

上下水道事業は、利用者の皆様からいただく水道料金・下水道使用料で経営する「独立採算制の原則」をとっている。

しかし、水道事業について、県水道料金の増額改定や老朽化する施設の維持、更新などに適切に対応するため、今後の事業経営は大変厳しい状況が想定される。

そのため、健全な経営を図り、上水道サービスを安定的、継続的に提供するためには、課題を先送りせず、将来に過度な負担を残さないよう適切な料金水準が重要である。

また、下水道事業について、一般会計からの補てん収入で収支不足を賄っている状況であり、費用負担のあり方や公平性の観点から問題がある。

そのため、下水道の整備と維持管理を計画的に推進し、下水道サービスを持続的に提供するためには、受益に応じた適切な負担水準に近づけることが重要である

しかしながら上下水道料金ともに、急激な使用者負担とならないよう、中長期的な視点で定期的・段階的な改定も検討する必要がある。

以上のことから、当審議会において、「うるま市水道料金及び下水道使用料のあり方や水準について」審議した結果、別紙のとおり見直すことが妥当であると判断した。

【水道料金のあり方や水準について】

- (1) 現行の料金体系を維持し、基本料金・超過料金ともに一律の改定とすること。
- (2) 老朽化する施設の維持、更新などに適切に対応するため、改定率を「15.0%」とした、表1「水道料金改定表」のとおり変更することが妥当であると判断する。
- (3) 急激な使用者負担とならないよう、本算定期間における資産維持費を「1.28%相当」とすること。
- (4) 次のとおり付帯意見を付する。

付帯意見

- ① 水道料金の改定にあたり、市民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。
- ② 水道料金の見直し期間を3年から5年とし、定期的に見直しを検討すること。
- ③ 水道料金の見直しと合わせ、資産維持費を適切な水準へ高めていくこと。
- ④ 経営戦略を踏まえ、事業経営の効率化、収入の確保に努めること。

表1 水道料金改定表

種別	水量 (m³)	現行		改定 (案)		増加額	
		基本料金	1 m³当たり	基本料金	1 m³当たり	基本料金	1 m³当たり
【家庭用】	9～20	1,074円	209円	1,235円	240円	161円	31円
	21～100		232円		267円		35円
	101～300		266円		306円		40円
	301以上		292円		336円		44円
【営業用】	11～30	1,720円	232円	1,978円	267円	258円	35円
	31～100		266円		306円		40円
	101～300		292円		336円		44円
	301以上		314円		361円		47円
【官公署用】	11～100	1,945円	266円	2,237円	306円	292円	40円
	101～300		292円		336円		44円
	301～500		314円		361円		47円
	501以上		347円		399円		52円
【基地用】	11～100	2,002円	272円	2,302円	313円	300円	41円
	101～300		301円		346円		45円
	301～500		324円		373円		49円
	501以上		358円		412円		54円
【臨時用】	1m³につき		559円		643円		84円
【船舶用】	1m³につき		387円		445円		58円
【演習用】	1個1回3分ごとに		332円		382円		50円

【下水道使用料のあり方や水準について】

- (1) 現行の使用料体系を維持し、基本料金・超過料金ともに一律の改定とすること。
- (2) 経営戦略を踏まえ、改定率を「15.74%」とした、表2「下水道使用料改定表」のとおりに変更することが妥当であると判断する。
- (3) 経費回収率100%を目指す必要があるが、急激な使用者負担とならないよう、中長期的な視点で定期的かつ段階的な改定とすること。
- (4) 次のとおり付帯意見を付する。

付帯意見

- ① 下水道使用料の改定にあたり、市民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。
- ② 下水道使用料の見直し期間を3年から5年とし、定期的に見直しを検討すること。
- ③ 経営戦略を踏まえ、事業経営の効率化、収入の確保に努めること。

表2 下水道使用料改定表

種別	水量 (m ³)	現行		改定(案)		増加額	
		基本料金	1 m ³ 当たり	基本料金	1 m ³ 当たり	基本料金	1 m ³ 当たり
【家庭用 汚水】	11～30	650円	95円	752円	110円	102円	15円
	31～50		110円		127円		17円
	51～100		130円		150円		20円
	101～300		155円		179円		24円
	301以上		175円		203円		28円
【業務用 汚水】	11～30	900円	120円	1,042円	139円	142円	19円
	31～50		140円		162円		22円
	51～100		145円		168円		23円
	101～300		160円		185円		25円
	301～500		180円		208円		28円
	501～1000		185円		214円		29円
	1001以上		188円		218円		30円
【公衆浴 場汚水】	1 m ³ につき		40		46		6